

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年五月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年五月二十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小八林久保田下青鳥線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
代九七五番一地先まで	比企郡吉見町大字下細谷 字与代九七五番二地先から	区 間
一一・三四〇一一・六〇	九・六八〇一一・四八	敷地の幅員 (メートル)
八三・〇〇		延長 (メートル)
歩道整備事業		備考